

1. 第 2 回政治倫理調査特別委員会の概要

本委員会は、高浜町議会政治倫理条例に基づき、事案について公正・中立な立場から事実関係を調査し、議会へ報告することを目的として開催された。

1. これまでの経緯の確認

事務局から、4 月 14 日に発生したタイヤ交換に関する事案から、7 月 21 日の釣本議員からの追加回答提出までの経過が報告された。

主な経過は以下のとおり。

- 4 月 14 日、釣本議員が事業所の来客用駐車場でタイヤ交換を行っていたところ、職員から注意を受けた。
- 事業所側は、釣本議員が議員であることを強く主張し、退去要請や警察への通報について強い口調で応じたと報告。
- 事業所側から議会事務局へ事案の報告があり、議長が職員から聞き取りと謝罪を行った。
- 4 月 17 日、議長が釣本議員に事案について説明し、事実確認を行った。
- 5 月 25 日、政治倫理条例に基づく調査請求書が提出・受理された。
- 6 月 2 日、政治倫理調査特別委員会の設置が本会議で可決され、第 1 回委員会が開催された。
- 6 月 17 日、事業所に対して調査依頼文書を提出。
- 6 月 25 日、事業所から回答文書を受領。
- 7 月 8 日、関係事業所への聞き取り調査を実施。
- 7 月 8 日、釣本議員へ調査依頼文書を提出。
- 7 月 17 日、釣本議員から回答文書を受領。
- 7 月 21 日、追加の回答文書を受領。

2. 事業所側の説明

事業所側の報告メールでは、概ね次のような内容が示された。

- 4 月 14 日午前 11 時 30 分頃から、駐車場でタイヤ交換をしている人物を確認。
- 午後 1 時頃になっても作業が続いていたため、職員が注意。
- 釣本議員から「町会議員」であることを示す発言や、公共の場の利用について反論する発言があったとされている。
- 職員が警察への通報を伝えたところ、釣本議員が「警察なんか怖くない」などと発言したと報告。

- 事業所側は、議員という立場を利用して威圧・恫喝されたと感じ、議会事務局に情報提供したとしている。

また、事業所からは、駐車場利用について、

- 係員の指示に従うこと
- 施設利用者以外の駐車を禁止すること
- 本来の使用目的以外での施設利用を禁止すること
- 注意を受けても行為を中止しないこと
- 脅迫、威圧的不当要求、高声などを禁止すること

などの施設利用上の規則が示された。

なお、事業所側は関係会社名、所属、職員名等の公表を控えるよう要請しており、委員会はこれを尊重して資料の一部を黒塗り・白抜きとしている。

3. 釣本議員側の説明

釣本議員は、タイヤ交換を行った事実そのものは認めている。

一方、事業所側が記録した発言内容については、以下の点を一貫して否定した。

- 「わしは町会議員じゃ、何が悪い」
- 「公共の場を使って文句あるんか」
- 「細かいことを言うな」
- 「おまえの口の利き方に気をつけろ」
- 「職員の上司を出せ」
- 「警察なんか怖くない」
- 「しょうもないことを言うな」
- 「東京の人間や」

などの発言はしていないと主張した。

釣本議員によれば、当日はおおい町の丸山公園でタイヤ交換をする予定だったが、走行中に事業所の駐車場が空いているのを見て、道の駅や丸山公園と同様に公共施設の駐車場として利用できると判断したという。

自宅では砂利敷きのためジャッキを使ったタイヤ交換が難しいと考えていたことも理由として説明した。

4. 駐車場利用についての認識

釣本議員は、当時は「道の駅や丸山公園でタイヤ交換をしても問題にならなかった」という経験から、今回も同様に利用できると認識していたと説明。

その後、委員会設置後に法律等を調べた結果、
「現在は、駐車場でタイヤ交換をすることは適切ではなかったと認識している」という趣旨の説明を行い、現在は反省していると述べた。
ただし、当時の発言については事業所側の説明が事実と異なるとして、謝罪には至っていない。

5. 委員からの主な質問・指摘

委員からは、主に次の点について質問が行われた。

- なぜ自宅ではなく公共施設の駐車場でタイヤ交換をしたのか。
- 駐車場は車を止める場所であり、タイヤ交換をする場所ではないという認識がなかったのか。
- 職員から注意を受けた後も、なぜ残り2本のタイヤ交換を続けたのか。
- 自分が施設管理者の立場だった場合、同様の行為をどう考えるのか。
- 「議員」という立場を示して職員に対応したことはなかったのか。
- 4月の段階で、なぜ事業所側の発言内容を明確に否定しなかったのか。
- 「わしの言い分を聞くべきだ」と議長に求めた理由は何か。

これに対し釣本議員は、当時は事業所側が作成した具体的な報告内容を知らなかったためであり、内容を初めて詳しく確認したのは6月頃だったと説明した。

6. 「わしは町会議員じゃ」等の発言をめぐる対立

本委員会では、事業所側と釣本議員の供述が大きく食い違っていることが明らかになった。

事業所側は、議員という立場を前面に出した発言や、警察への通報を恐れぬ旨の発言があったとする。

一方、釣本議員はこれらを全面的に否定し、特に「わしは町会議員じゃ」という表現については、自身の言葉遣いからして不自然であり、事業所側の記録には納得できないと強く主張した。

また、委員からは、釣本議員が別の場で「わしは町会議員や、文句あるんか」と発言したとの記憶も示され、これについても釣本議員は否定した。

7. 「なかったことにする秘策」発言等

6月17日に釣本議員が町長に対し、今回の件を「なかったことにする秘策がある」と発言したとされる件についても確認が行われた。

釣本議員は、これは事業所側の報告内容が事実と異なることを証明できるという趣旨で発言したものであると説明した。

また、6月23日に「頼んでいない化粧品等が自宅に送られてくるようになった」と警察に相談した件についても質問があり、釣本議員は複数の商品等が届き、警察に相談・届け出をしたと説明した。新聞報道との因果関係については、以前にはそのようなことがなかったことを根拠として挙げた。この件については、委員会から後日、配送会社、支払状況、警察への届け出等について文書で確認することとなった。

8. 今後の調査方法

釣本議員への聞き取りについて、当初は、

- ・委員会に本人を招き、公開の場で聞き取りを行う方法
- ・委員会から代表者を選任し、個別に聞き取りを行って委員会へ報告する方法

の2案が示された。

委員からは「委員全員で聞き取りを行うべき」との意見があり、最終的に、釣本議員本人の同意を得たうえで、その場で引き続き聞き取り調査を行った。

今後については、事業所側と釣本議員側の供述に食い違いがあるため、委員それぞれが資料や聞き取り内容を持ち帰って検討し、次回以降、他の調査結果も含めて総合的に事実認定を行う方針となった。

9. 行政機関・民間事業者への調査

議題2として、行政機関及び民間事業者に対する調査依頼文書について協議した。

依頼文書の内容については、引き続き最終調整を行ったうえで議員に共有することとされた。

また、行政機関等については、お盆等の時期を考慮し、回答期限を9月末とする方向で了承された。

全体のポイント

今回の委員会では、「タイヤ交換を駐車場で行ったこと」については釣本議員自身が認め、現在は不適切だったと認識している一方、事業所側が記録した具体的な発言や威圧的な対応については全面的に否定していることが最大の争点となった。

したがって、現時点では委員会として事実認定を行ったわけではなく、今後は、

- 双方の供述の食い違い

- 当時の関係者の証言
- 議会内での発言記録
- 事業所の利用規則
- その他の行政機関・民間事業者からの回答

などを総合的に検討したうえで、政治倫理条例上の問題があったかどうかを判断することになる。

最終的には、「タイヤ交換という行為そのもの」と「職員に対する発言・態度」を分けて事実認定することが重要な状況となっている。